



柳沢浩之 (清風クラブ)

雪害対策・空き家対策・人口減少対策について

空き家対策特別措置法の施行に基づく適用について

問 空き家の状況は。

答 総務省の平成二十五年度の調査結果で、四千六百戸ほどあり、空き家率は十七・二％です。

問 実態把握の現状は。

答 実態調査をしてないため、今後補助事業を活用して実施していきます。

問 以前の一般質問で、空き家対策助成金制度確立を研究すると答弁している。その研究結果は。

答 新設する地域創造課において、空き家リフォーム補助事業を実施する予定です。

問 昨年空き家対策特別措置法が施行され、その活用は。

答 国から特定空き家等に対する措置がガイドラインで示され、本市も対応していきます。

問 前橋市は、倒壊の恐れがある空き家を「特定空き家」と判定、特別措置法に基づいて所有者に

建物解体を勧告・命令した。応じない場合は、行政代執行をする。その取り組みの受け止めは。

答 「特定空き家」について、これから準備していきます。

問 県道や市道に隣接する倒壊の恐れがある空き家の放置は、特別措置法の適用に値するのでは。

答 特別措置法に準じて対応していきます。

その他、積雪・凍結時における通学路の安全確保・人口ビジョンについて質問しました。

空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成25年法律第127号) の概要

公布日：平成26年11月27日

背景
適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要(1条)
参考：現在、空家は全国約820万戸(平成25年)、401の自治体が空家条例を制定(平成26年10月)

定義

○「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。(2条1項)

○「特定空家等」とは、
① 倒壊等若しくは保安上危険となるおそれのある状態
② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。(2条2項)

空家等
・市町村による空家等対策計画の策定
・空家等の所在や所有者の調査
・固定資産税情報の内部利用等
・データベースの整備等
・適切な管理の促進、有効活用

特定空家等
・措置の実施のための立入調査
・指導一勧告一命令一代執行の措置

空家等対策の推進に関する特別措置法の冊子

経済建設常任委員会行政視察報告

経済建設常任委員会では、昨年十月二十八日から三十日までの日程で、長崎県諫早市の「中心市街地の活性化事業について」と、「長崎市の炭鉱さるく」の概要について「行政視察を行いました。」

諫早市は、中心市街地にあった大型デパートが相次ぎ閉店したため、顧客が激減してしまいました。危機感をもった、商店街の人達が中心となり、国の戦略補助金(全国で十五カ所)を使い、大型店が撤退した跡地を取得し、ショッピングセンター「アエル」を建設し、行政は、庁舎・図書館等を集約しました。平成二十年から、二期に分けた、中心市街地活性化計画にそって、着実に、具体的に、行政と民間が力を合わせ熱意をもって諸政策を行っていました。

池島炭鉱は、平成十三年に閉山しそのままになっていましたが、近代化遺産として、世界遺産登録を目指し、軍艦島等と共に、観光



炭鉱さるくについて学ぶ(長崎市)

化が始まりました。フェリーで島に着くと、赤くさびた鉄や、廃虚等、当時を思わせるものが残っていました。当時使われていたトロッコに乗り、炭鉱の坑内に入ると、掘削した機械や、通信機器もそのまま残っていました。説明員の方も、四十年以上炭鉱に勤務していた方で、説明にも力が入り、当時のことを熱心に話して頂きました。まだ観光化の初期段階で、色々なアイデアで、多くの可能性があると感じました。